

保護者 様

## インフルエンザにおける療養報告書の提出について

群馬県医師会  
群馬県教育委員会

群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、医師の治癒証明書をいただいております。令和2年から令和3年におけるインフルエンザ流行期においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校への提出書類を保護者が記入する表面の「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。次回流行期以降の扱いにつきましては、改めてお知らせいたします。

なお、医師の診断により発症から5日を経過せずに登校が可能になった場合は、治癒証明書が必要となります。

### インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に登校可能予定日を確認
- (2) 速やかに学校に報告
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登校し、学校に提出

[参考] インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」

※ 「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。

※ 「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過した日となります。

### 出席停止期間のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8日目	
例1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱					登校可能			
例2	発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱							
例3	発症から3日目に解熱した場合	発熱			解熱						
例4	発症から4日目に解熱した場合	発熱				解熱					
例5	発症から5日目に解熱した場合	発熱					解熱				

※ 「発症した後5日」、「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。

インフルエンザに係る治癒証明書の提出について

伊勢崎市教育委員会

群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、医師の治癒証明書をいただいております。令和2年から令和3年におけるインフルエンザ流行期においては、群馬県医師会、群馬県教育委員会からの指示により、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校への提出書類を保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更します。インフルエンザと診断を受けた場合には、十分療養し、回復してから登校するようにお願いします。お子様の十分な療養と、インフルエンザによる病院受診回数を少なくするために、以下のとおりご理解・ご協力をお願いします。

「インフルエンザ」にかかったら…

- (1) 受診時、医師に登校可能予定日を確認  
例)「熱が下がって何日後から登校できますか?」
- (2) 速やかに学校に報告  
→学校に登校するときには、原則として「インフルエンザにおける療養報告書」の提出が必要です。(ただし、インフルエンザの出席停止期間の基準より早く登校する場合には、※様式1「治癒証明書」の提出が必要になります。)

※様式1「治癒証明書」

現在使用している様式です。  
やむを得ない理由により、インフルエンザの出席停止期間の基準より早く登校する場合、医師に記入してもらい、提出します。  
→病院受診回数は最低2回です。

【原則としてこちらを提出】

※「インフルエンザにおける療養報告書」

インフルエンザと診断されたら、病院での確認と家庭で経過観察をした上で、記入し提出します。  
→以下の手順で報告書を作成することで、インフルエンザが判明した時1回の病院受診で済ませることができます。

<病院での確認・家庭での経過観察> \*報告書の記入例も合わせて確認ください。

- ① 病院にて医師と「発症日」を確認する。  
→「2 診断日」に記入する。  
→「出席停止期間の基準」の表の発症日に記入する。
- ② 家庭にて検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認する。  
→「出席停止期間の基準」の表の解熱した日に記入する。